

八潮市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（案）

八潮市立小、中学校管理規則（昭和３２年教委告示第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「８月２４日」を「７月３１日」に、「８月２５日」を「８月１日」に改める。

第３条第１項第４号中「４月７日まで」の次に「の間で教育委員会が定める日」を加え、同項第５号中「８月２４日まで」を「８月３１日までの間で教育委員会が定める日」に改め、同項第６号中「翌年１月７日まで」の次に「の間で教育委員会が定める日」を加え、同項第７号中「３月３１日まで」の次に「の間で教育委員会が定める日」を加える。

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

八潮市立小、中学校管理規則新旧対照表

改正案	現行
(学年及び学期) 第2条 略 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで 第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日等) 第3条 略 (1)～(3) 略 (4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで<u>の間に教育委員会 が定める日</u> (5) 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日までの間に教育委員会 が定める日</u> (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで<u>の間に教育委 員会が定める日</u> (7) 学年末休業日 3月27日から3月31日まで<u>の間に教育委員 会が定める日</u> (8) 略 2・3 略	(学年及び学期) 第2条 略 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで 第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日等) 第3条 略 (1)～(3) 略 (4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで_____ _____ (5) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日まで</u>_____ _____ (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで_____ _____ (7) 学年末休業日 3月27日から3月31日まで_____ _____ (8) 略 2・3 略